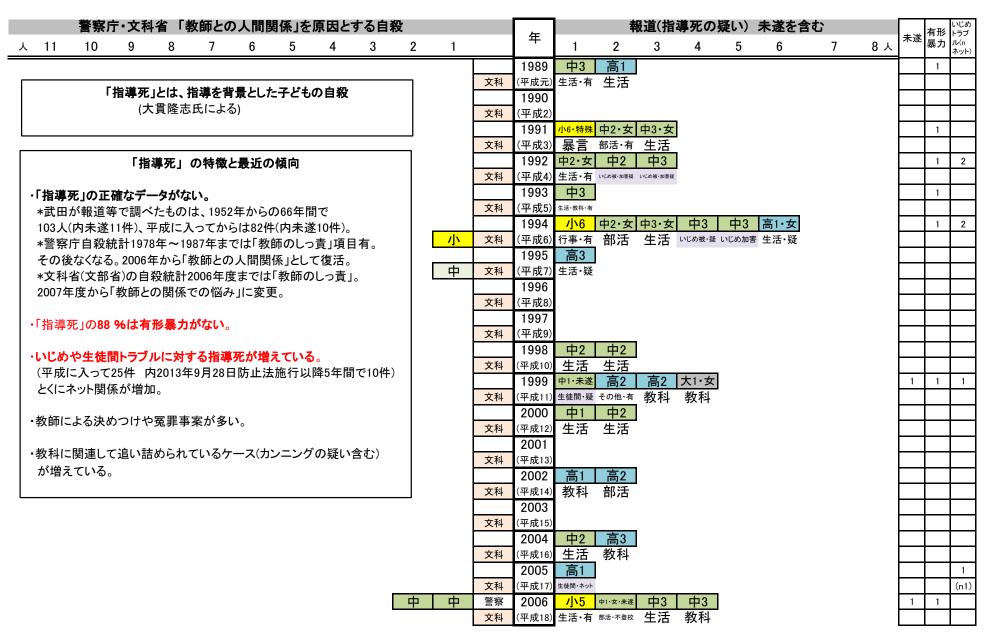
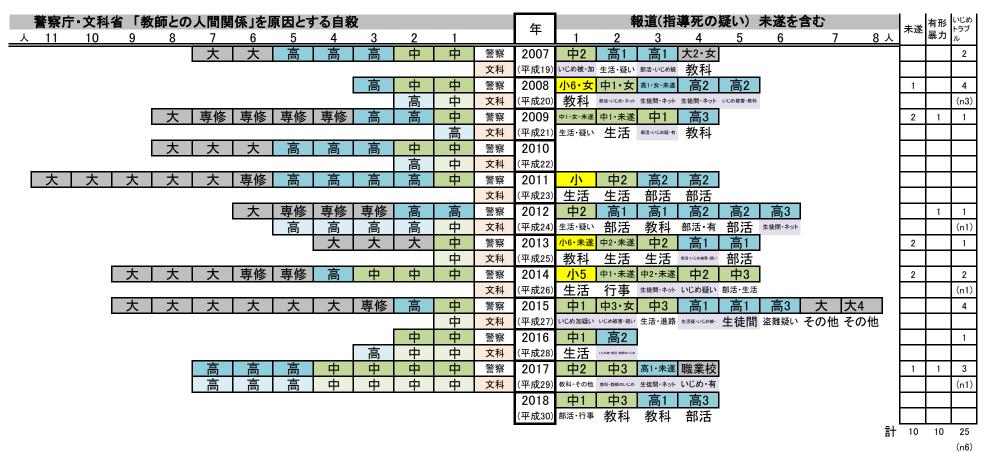
	問題点	現 状 (データ)	提案
1	「指導死」が繰り返	・1952 年から 2018 年まで、103 件(未遂 11 件含む)。	⇒ 背景に教職員の指導が疑われる自殺・自殺未遂・
	されている。	平成(1989)年になってから 2018 年まで、82 件(未遂 10 件を含む)。	不登校についても、第三者委員会の設置を含む詳細調
		・内有形暴力が確認されたのは 10 件のみ。72 件 <b>88%は有形暴力なし。</b>	査の対象とする。
	※「指導死」とは	・指導死=自殺の場合、「自殺の背景調査」が適用。	⇒ 調査報告書を共有し、再発防止策に役立てる。
	指導を背景とした子	教師の言動が原因と思われる <u>自殺未遂</u> や不登校の場合の調査規定がない?	
	どもの自殺	→ 神戸六甲アイランド高校など	⇒ 有形暴力だけでなく、教職員によるいじめ・ハラ
	(大貫隆志氏)		スメントについてガイドラインを作成し、禁止する。
		・いじめや生徒間トラブル関連の指導死が増えている。	
		(平成に入って 25 件	⇒ いじめ防止対策推進法のいじめの定義に、教職員
		内 2013 年 9 月 28 日いじめ防止法施行以降 5 年間で 10 件)	を含む「大人」を入れる。
		とくにネット関係が増加。	
			⇒ いじめや生徒指導に特化した研修を実施する。
		・「疑い」をかけられたり、「決めつけ」られた事案が複数ある。	⇒ ネットリテラシーについて、教職員、児童生徒両
			方の研修を実施する。
		・学力テスト競争が教師を追い詰め、教師が児童生徒を追い詰める。	(※多忙化解消と同時並行して行う)
		(テスト成績の向上、大量の宿題、課題ができなかったことの過度のプレッシャー)	
			⇒ 学力テストによる競争の激化の見直し。
		・あまり大きく報じられないが、 <b>大学での指導死が多い</b> 。	
		(大学生の自殺も多い	⇒ 大学生でも自殺の背景調査を実施する。
		平成 29 年度警察庁統計 教員関係 小 11 人、中 108 人、高 238 人、大 356 人)	
		【背景】	
		▲□グ▲  ・海外ではすでに失敗だと報告されている「ゼロトレランス」が未だに推奨され	
		ている。	   ⇒ ゼロトレランスの見直し。
		C	丁寧な関わり方を推奨する
		高校生の懲戒による退学者は前年度の312人から654人に。)	→ 教職員の多忙化解消。
		・教職員の多忙、評価制度、いじめへの対応を即時求められることから、十分な	・非常勤ではなく、正規採用の職員を増やす。
		事実確認や生徒の言い分を聞かずに、強い指導が行われる。	・授業数や部活動に係る時間を減らす。

		・教職員の多忙。メンタル問題。ストレスが溜まると怒りが制御できない。	
		・生徒指導やいじめに特化した研修がほとんど行われていない。	
2	同じ教師が暴言・暴	・体罰や暴言で懲戒処分を受けた教師の情報が、転任先に共有されない。	⇒ 体罰や暴言等を繰り返す教師の継続調査データ
	力を繰り返している	・事件が起きるたびに過去にも繰り返していたことが判明するが、体罰や暴言を	の蓄積。
		どの程度の教職員が繰り返しているかのデータがない。	
		・体罰の懲戒処分のほとんどは「訓告」	⇒ 懲戒規定の見直し。
		<u>体罰で懲戒免職</u> になったのは 1979 年から 2017 年までの 39 年間で、	
		<b>わずか 10 件。</b> (⇔ 2017 年度 高校生の懲戒退学 654 人)	
		(1982年、1985年、1986年×2件、2000年、2003年、2012年×3件、2016年)	
		(生徒を殴って死亡させるなど刑事責任を問われたものが多い。	
		内 1 件は 2003 年体罰を繰り返して懲戒免職処分になった教員は人事委員会に申	
		し立てて、懲戒免職処分が修正され、停職6か月後に職場復帰)	
		・教師は国家賠償法で守られ、ほとんど求償権が行使されていない。	⇒ 自治体が求償権を行使する仕組みづくり。
3	体罰実態調査の正確	2012 (平成 24) 年 12 月 23 日、大阪市立桜宮高校のバスケット部キャプテンの男	⇒ 体罰や教師の暴言に関するアンケートの実施。
	性に対する疑問	子生徒(高2)が自殺した事件をきっかけに、文科省が体罰の実態調査を実施。	文科省に報告する。
		<b>2012 年度 6, 721 件</b> 、13 年度 4, 175 件、14 年度 4, 175 件、15 年度 1, 126 件、	(「いじめ」調査に「教職員から」という選択肢を設
		16 年度 890 件。	ける方法も。熊本県や千葉県野田市で実施)
		この <u>急激な件数の減少</u> は、体罰禁止が現場に浸透したからというより、関心の薄れ	⇒ 自校の体罰報告件数の公開。
		から調査報告自体がいい加減になってきた結果ではないか?	
4	背景に「教職員との	報道、文科省、警察庁の統計に大きな差がある。	
	人間関係での悩み」	2007 年~2017 年(11 年間) (人)	⇒ 学校事故報告書や文科省の報告に、保護者の意見
	がある自殺(指導死)	・報道(武田調べ)小3・中14・高18 計34 +未遂8(小1・中5・高2)	を入れられるようにする。
	統計の不備	・文科省 小0・中11・高12 計23	
		・警察庁 小 0・中 19・高 20 計 38	
5	「教職員との関係を	(平成 29 年度児童生徒の問題行動等調査から) 小中の不登校原因(複数回答)	⇒ 不登校の原因調査を保護者や児童生徒に記入し
	めぐる問題」が、不	「いじめ」が不登校原因 548 人。	てもらう。
	登校原因のひとつに	「いじめを除く友人関係」 16,562人。	⇒ 教職員の言動が不登校原因と訴えがあったとき
	なっている	「教職員との関係をめぐる問題」 1,796人。	に調査を行う。(再掲)



◆ 指導死データ「日本の子どもたち」 http://www.jca.apc.org/praca/takeda/ ⇒ オリジナル資料

指導死分析



#### 平成に入ってからの29年間で82件(内未遂10件)

報道	小	中	高	他	小中高	合計
(武田	6	34	27	5	67	72
調べ範	未遂1	未遂7	未遂2		未遂10	未遂10
囲)	7	41	29	5	77	82

#### 11年間(2007-2017)

11								
敬敬	小	中	高	他	小中高	合計		
警祭	0	19	20	35	38	73		

サむ	小	中	高	小中高
又件	0	11	12	23

#### 11年間(2007-2017)

報道	小	中	高	他	小中高	合計	
(武田	3	14	18	4	34	38	
調べ範	未遂1	未遂5	未遂2		未遂8	未遂8	
囲)	4	19	20	4		46	

	問題点	現状(データ)	提案
1	いじめ防止対策推 進 法 施 行 (2013/9/28)後も、 いじめが増えてい る。 ●教師側の 問題点 (いじめ対策が 機能しない)	<ul> <li>・いじめも重大事態も増えている。 ※1         丁寧にいじめを報告するようになった結果だと好評価する見方もあるが…いじめだけでなく、自殺も、校内暴力も、不登校も増えている。とくに小学校低学年からのいじめや校内暴力が深刻。     </li> <li>【社会的背景】</li> <li>・教職員の多忙化・非正規化・評価制度・学力向上(学力テスト)へのプレッシャー⇒ 教職員のストレス ⇒ 児童生徒への暴力・暴言・犯罪行為⇒ 子どもと接する時間、心のゆとりを失う⇒ いじめ対策会議の形骸化</li> </ul>	⇒ 小学校に重点的にいじめ対策 (職員の増加・ <u>専門職</u> の投入)
		・子どもに関わる専門職を退職教職員や非常勤で肩代わり (専門性への軽視・劣遇)  ⇒ ワーキングプアの非常勤教職員 ⇒ 生徒指導は時間外・権限外、研修なし  ⇒ 正規職員に負担が集中  ⇒ 有資格者ではなく、退職した教職員などをわずかな研修だけでスクールカウンセラーやソーシャルワーカーとして雇用。元警察官を警備担当として雇用。 (退職教職員・警察官の再雇用の受け皿?)	⇒ 子どもに関わる知識とスキルを持った <u>正規</u> 常 <u>勤</u> の専門職の採用。仕事内容に見合う待遇
	●子ども側の 問題点 (いじめが増加 する環境)	・子ども多忙化と負担感 ⇒ ストレス増 ⇒ いじめ・暴力・自殺増 土曜授業の復活、中休み昼休みの短縮、夏休みの短縮、宿題増、テスト点数への プレッシャー、成長過程の子どもの体に負荷をかける重すぎるランドセル 親の非正規化や一人親家庭の貧困化、虐待 など	⇒ 学力偏重、成果主義の見直し
		<ul> <li>・<u>友だちと遊ぶ時間・機会・場所の減少</u></li> <li>(少子化、遊び場の減少、勉強と習い事で多忙、ゲームやネット依存)</li> <li>⇒ ストレスが発散できない</li> <li>⇒ 対人スキルを学べない</li> </ul>	⇒ とくに幼児期から小学校低学年(幼保・小学校)で、大人が見守りながら、遊びの時間と機会を意識的に増やす (見守る大人にはある程度の知識、専門性が必要)

利委員会は、過去3 回にわたって日本 競争主義を改める「ようになった。 よう勧告。

4回、5回統合報告 の意向重視になった 書においても「過度 度を含め、ストレス | 言が出された。 よう勧告。

## 【政治的背景】

- ★国連子どもの権 │ ※ 子どもの心身の発達を理解している教育の専門家ではなく、経済政策重視の 議員が中心になって国の教育方針を決めている。
- 政府に対し、過度の一・2006年12月5日に教育基本法が60年ぶりに改正され、政治が教育に介入できる
  - ⇒ 教育が子どものためではなく、有権者である大人(とくに大手企業・経済界)
- に競争主義的な制 | ・2007 年 1 月 24 日、安倍首相直属「教育再生会議」の第一次報告で次の 7 つの提

フルな学校環境か │ (小中学習指導要領は 2009 年から一部実施。小学生は 2011 年から、中学生は 2012 年か **ら子どもを解放**す | ら実施 ⇒ 子どもの自殺の増加)

- ることを目的とす | ①「ゆとり教育」見直し(公立学校の授業時間を10%増、薄すぎる教科書改善)
- る措置を強化」する「② いじめや暴力を繰り返す子どもに出席停止制度を活用。

「体罰の範囲」を見直す

- **⇒** ゼロトレランス
- ⇒ 2016年2月5日 「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に 関する考え方」

児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた 懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例に おいても…」(体罰容認ともとれる内容)

- ③ 教員免許更新制導入
- ④ 第三者機関による学校、教育委員会の外部評価実施
  - ⇒ 学力テストやスポーツなど、目に見えやすい成果に注力
- ⑤ 市町村教委に教職員人事権を移譲。小規模市町村の教委を原則統廃合
- ⑥ 民間人の教員登用。社会人経験者など採用教員の多様化
  - ⇒ 子ども中心ではなく、企業の論理が教育の現場に持ち込まれる
- ⑦ 高校で奉仕活動を必修化

⇒ 教育政策のプラン・ドゥ・チェック 教育政策が子どもの心と体にどのような影響を 与えているかを調査し、教育政策を見直す。

・2007年6月1日の第二次報告では、徳育と体育の充実、大学・大学院の改革、学 力の向上(小中一貫校、飛び級など)、教員の質の向上(教員給与体系見直し)を提言。 ・2007年6月27日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正。

## 【懸念】

・2019 年 10 月から、幼児教育・保育の無償化 ⇒ 幼児教育への政治介入 (ますます早期詰め込み教育? 道徳的価値観の押し付け)

# 問題

### 2 | いじめや自殺に係 | ● 委員の選出の問題

- る第三者委員会の │※ 被害者等が委員の推薦を望んでも頑なに断られる。 調査委員会設置が決まっていても、委員推薦の話合いだけで1年近くかかり、 調査の開始が遅れることも。
  - ※ 隠ぺい問題など不祥事があった第三者委員会の委員の選出は、多くの場合、 教育委員会や設置者が一方的に決めているケースが多い。 再調査の希望が出された事案でも、推薦委員が入っていないところが多い。

被害者等の推薦委員が入らない第三者委員会は、

- 公平中立性が不透明 (事務局は設置者が担っていることが多い。) 会議内容は情報開示請求しても非公表)
- ・委員の氏名・肩書きだけでは、利害関係や公平中立さがわからない
- ・ガイドライン等では職能団体からの推薦を得ることを推奨しているが、 推薦母体である地元の職能団体そのものが、日常的に学校や行政と利害(仕事) 関係がある (弁護士会、教育大学、スクールカウンセラーなど)
- ・地元の大学関係者や心理系の委員の教え子や患者が、学校関係者や事件当事者に いる可能性も。
- ・近年、職能団体が推薦を出したがらない
  - ⇒ 委員のなり手不足
  - ⇒ 委員の選任が進まず、調査開始自体が遅れる

# ⇒ 委員の半数までを被害者等が推薦できる仕 組みづくり

それでは中立公平性に問題があるという批判が あるが…

- ・そもそも、第三者委員会の設置の要望は、学 校や教委、設置者への強い不信感から始まって いる。誰よりも被害者側の納得感を優先すべき。
- ・委員の半数を設置者側や職能団体に依頼した 有識者が占めていれば、被害者側の推薦委員が 偏った結論に無理に誘導することはできない。
- ・事務局その他に不正があれば、委員が告発し やすいため、不正や隠蔽の抑止力になる。
- ・調査の結果が、たとえ被害者側が期待する内 容ではなかったとしても、推薦委員を半分いれ ていれば、客観的には公平中立性への疑惑が薄 れる。

#### 【考えられる理由】

- ・多忙感 (日常業務にプラスしての仕事。移動時間。 定例委員会以外の仕事が多い=資料の読み込み、調査準備)
- 批判が多い

(評価より批判されることが多い。経歴に汚点、個人攻撃になることも。) |

・待遇の悪さ ※とくに財政難の自治体にとって改善は困難? (専門職に対し時給が低い。ボランティア的感覚。会議時間のみの計算)

## ● 常設委員会の問題点

防止法の国の基本方針には、事件が起きてから立ち上げることは困難として、 常設の委員会が調査にあたることを推奨しているが…

- ・常設委員会の委員は自治体・教委にとって不都合な人には依頼しない
  - ⇒ (2018.10.22 武田調査範囲内)防止法以降の自殺事案で、遺族側が再調査 を希望した第三者委員会 18 件中半数の 9 件は常設の委員会だった。※2 (不登校事案でも 9 件中 3 件)
- ・調査方法の適切さが検証されず、結果、似たような調査方法で、同じような結論。

## ● 事務局の中立性の問題

- ・民事訴訟になれば被告となる設置者の職員が事務局をすることが多い。 自治体の長の元に設置されても同じ(民事裁判になれば被告。利害が対立)。
  - ⇒ 情報のコントロールがしやすい、調査や判断に介入の懸念
- 小さな自治体では、事件の関係者が事務局などに入っている可能性もある。
- 例)千葉県館山市の中学生の自死事案の再調査で、第三者委員会の事務局を、 亡くなった生徒が所属していた部活の部員であり、PTA 学年委員長を務めて いた男性が務めていたことが、途中で判明。遺族には説明がなかった。

- ・再調査では、被害者等の推薦委員が入ること が多い。最初の委員会で入っていれば、再調査 を必要としなかった可能性もある。
- ・委員のなり手がないなかで、新しい人材の発掘ができる。双方で探せば、委員が確保しやすい。
- ・学校や行政等との利害関係を排するために、 委員全員を県外から選出するという方法もある が、移動による委員の負担が大きい、経費が多 くかかる。

被害者側が推薦できる委員は限られているので、居住地の条件を狭めるべきではないが、少なくとも半数は常設委員や自治体内の委員が占めていても中立公平性が担保しやすい。

- 3 調査結果(報告書) が、再発防止に生か されていない
- 3 | 調査結果(報告書) | プライバシーを盾に、調査報告書が公開されない (現行3割程度公開?)
  - ・せっかくの調査内容が情報共有されず、再発防止に生かされていない。
  - ・公開している自治体と公開しない自治体の差が激しい。 (北海道や佐賀県では、重大事態が発生した学校の種類(小・中・高など)さえ
- ・国(文科省)に<u>すべての重大事態の報告書</u>を上 げる仕組みづくり。

(例えば国立教育政策研究所などが分析)

・教育全体に共通する課題の抽出。

非公表)

- ・一部(提言部分だけのところも)が公開されても具体的な事案概要や経緯が 書かれていなければ、実際の教育現場の教訓とはなりにくい。
- ・調査方法が適切であったか客観的に判断する材料がない。 (わずか数日の会議で結論を出すことも)
- ・調査検証の結果、学校や教育委員会等の対応に問題があったと結論づけられて も、改善されることなく、放置されている。
- 重大事態が発生した多くの事案に共通する事項が集約されておらず、文部科学 省のいじめ対策や教育政策に生かされない。 ※3 ※4
- 例) 自殺・未遂事案の59%で事前に教師にいじめの相談をしていた。

(66 件中、本人 37 件、友人等 2 件、計 39 件) アンケートに 20%がいじめのことを書いていた。 (66 件中、本人 10 件、友人等 3 件、計 13 件)

- ⇒ 文科省の指導のもと、学校で行われているのはSOSの出し方教育、 いじめの早期発見を呼びかけるが、発見したあとの具体策に乏しい。
- ⇒ いじめに特化した研修がほとんど行われていない。 2010年いじめ緊急調査 小 16.4%、中 14.3%、高 9.1%、特支 5.8% 2012 年 同調査 小 11.8%、中 8.5%、高 8.4%、特支 5.0% 2012年より児童生徒の問題行動等調査の「学校におけるいじめの問題に 対する日常的取組み」の選択肢のひとつに入るが「いじめ問題に関する 校内研修」であって、「いじめに特化した研修」の有無は調査していない。
- 対処の問題

# 4 いじめ不登校事案 ● いじめ不登校事案の調査検証が、被害者救済につながっていない。※4 【原因】

- 学校・設置者の拒否により、保護者が訴えても重大事態としてなかなか認められ ない。
- 第三者委員会設置や委員選出に時間がかかり、不登校状態が長期化。 結論を待ちきれず転校・退学せざるを得ない。

- ⇒ 教育政策や通知に反映
- 適切な調査方法の確立。
- ・不適切な調査方法、報告書内容のチェック。 (抑止力効果も)

# ※ 公開されている報告書だけを集めても意味が ない!

- 国がわざわざ行わなくても、分析が可能。
- ・公開しているものは、調査方法や判断に問題 のないものが多い。むしろ、一切公開されない もののなかにこそ、多くの問題が隠されている 可能性大。個人情報を盾にされれば、一般の研 究者は入手できない。国(文科省)にしかできな L1
- ※ 第三者委員会設置や調査報告書には、多くの税 金や労力がかけられている。特定個人のもので はない。
  - いじめの重大事態は、児童生徒の身体生命、人 生に係る問題であり、再発防止に生かすことを 目的とした情報(目的外使用にあたらない)。

# ⇒ いじめに特化した研修の実施

(ただし、同時に多忙化の改善を行わなければ 意味がない)

⇒ すでにある常設委員会が、学校のなかに入 って、教職員とともに、調査しながら、問題解 決をはかる仕組みづくりが必要。

		<b>你ーナエ</b> R ヘ - エ - フ - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
		・第三者委員会に委ねることにより、加害児童生徒への指導の機会を逸する。	
		(第三者委員会が調査中、あるいはいじめがあったと結論後にも同被害者に対して	
		いじめが行われたケースもある)	
5	教師の不適切な指	◆ 教師の不適切な指導や生徒に対するいじめが、児童生徒を自殺や不登校に追い	⇒ 教師の言動をいじめ防止法の対象にする。
	導が子どもを死に	詰めている。	あるいは、虐待防止法の対象にする。
	追いつめている	⇒ 教師の言動がいじめを誘発する	
	<b>※</b> 5	⇒ 信頼できない教師に、いじめ被害者は相談できない	⇒ 教師の不適切な言動について、ガイドライ
		⇒ 教師の決めつけによるいじめ冤罪事件で、生徒は自殺に追い込まれている	ンを作成し、禁止する。
		⇒ いじめの対応を誤れば、被害者も加害者も自殺に追い込まれる	
		(いじめ防止法施行後5年間で、いじめや生徒間トラブルの指導死10件)	
		   ○ 体罰(有形力)については体罰禁止(学校教育法第 11)があるが、暴言やパワハラ	
		的な問題に明確な規定がない。	
		(指導死の88%は有形力の行使がない)	
		(1844) 00 MICK H 1853103 [1] [X 3.48 0.4)	
		   ・自治体や学校によっては、いじめアンケート等で教師のいじめについての	
		情報が上がってきている(熊本県・千葉県野田市など)のに、文科省の調査に	
		集約されておらず、実態が不明。	
		「自殺」は調査されるが、 <b>教師が原因と思われる自殺未遂や不登校について</b>	
		規定がない。	
		○ いじめ防止法の議論のなかで、 <b>いじめ放置の教員は懲戒処分が検討</b> されてい	
		る?ことについて	
		・教師の働き方改革などの環境が整っていない	
		・いじめ対策チームがなぜ機能していないのかが検証されておらず、対策も	
		とられていない。	
		・大津のいじめ自殺以降、教育委員会制度の改正は、責任の所在(首長や新教	
		育長)を明らかにすることを目的に行われたはずだが、実際には両者の責任	
		があいまいにされたまま、末端の人間のみ処分の対象になることの理不尽。	
		⇒ 指導死増加の懸念	

## ○ 子どもが被害にあったとき、学校や設置者にはどのような義務があり、被害者 |・いじめ重大事態や自殺があったとき、学校に その他 や保護者にはどのような権利があるのか、被害者側が知らない。 はどのような義務があり、被害者等にはどのよ 学校や設置者がいじめ防止法や重大事態のガイドラインを守らないことがある。 うな権利があるかをわかりやすく書いたガイド ・被害者側がお金をかけて代理人弁護士に依頼しなければ、権利が守れない。 ブックを文科省主導で作成する。 ⇒ それを被害の訴えがあった場合には、学校 が最初に必ず手渡すことを義務付ける。 ⇒ 日本語が不自由な外国籍の保護者にも対応 できるよう、英語をはじめ、いくつかの言語で 作成する。 ⇒ 文科省のサイトにも掲示して、誰でもが読 める、ダウンロードできるようにする。 【効果】 学校の不適切な対応の抑止力になる。 経済的に苦しい家庭が、弁護士に依頼しなくても、 自分たちの権利が守れる。 〇 日常的な生徒指導においては、聴き取りやアンケートを実施するにあたって ⇒ いじめへの指導は学校の義務であり、精神 保護者の許可を要しないが、重大事態の調査にあたっては、事前に保護者の 的に不安定でドクターストップがかかっている など特別な場合を除き、原則、いじめの事実解 承諾書を要する。 明や再発防止に全員が協力する仕組みづくり。 ⇒ 加害者と目される児童生徒の保護者が調査への不参加を表明 ⇒ 当事者への聴き取りができないために、いじめが確定できなかったり、 指導ができなかったりする。 ⇒ 学校・教委が児童生徒に聴き取りをすると きのガイドラインを作成する。 【効果】 ・指導死の防止 ・問題が発生したとき、人権に配 慮した適切な調査方法の普及 ○ 再調査の決定権を学校設置者や自治体(裁判になれば被告側)が持つ。 ⇒ 不服申し立ての仕組みを設置者以外に、た とえば法務局などにつくる。

- 私立や国立の場合、設置者と学校はより密接な関係があり、独立性が保てない。 ⇒ 首長の元に第三者委員会を設置する。
- 私立は保有する情報が表に出にくい。
- O SNSの情報が出てこない。開示されない。
- 〇 「いじめ防止法」や「自殺の背景調査」、「学校事故対応の指針」通知などの 制度からこぼれ落ちる問題がある。
  - 例)現行・法律で定められているいじめの定義は生徒間にのみ適用。

教師の指導に関しては、「自殺」は調査されるが、自殺未遂や不登校については 詳細調査の対象になっていない。

⇒ 2017.12.22 兵庫県神戸市の市立六甲アイランド高校で、男子生徒 (高1)が校舎5階から転落し、重体。

ツイッターで特定の生徒を対象とした書き込みトラブルがあり、教員3人 が、複数の生徒を対象に2日間にわたり指導。

12/21 は 7 時間半、12/22 は 8 時間半かけて教員の面談による事実確認。 指導は各30分~1時間程度で、残りの時間は反省文の作成や自習をさせて いたという。

市教委は今回の指導を「比較的軽いもの」と説明。

同校では月に数回、「学年指導」より重い「特別指導」として、問題行動を 起こした生徒に対し別室で行動を説明させたり、反省文や日記を書かせた りしており、長いときは2週間程度に及ぶという。

⇒ (平成 29 年度児童生徒の問題行動等調査から)

小中の不登校原因(複数回答)

「いじめ」が不登校原因 548 人。 「いじめを除く友人関係」 16,562人。 「教職員との関係をめぐる問題」 1.796 人。

○ 第三者委員会や再調査委員会の設置、第三者委員会の出した報告書内容につい ての受け止めが、選挙直前の期間などではとくに、世間体を意識したものに なりがち。(政治の教育への関与の弊害)

- ⇒ 法務局のいじめ防止対策の明確化
- ⇒ いじめ・自殺・事故に限らず、学校の問題 に対して、調査や検証を求め、適切に対処する よう要求できる仕組みをつくる。

あるいは、自殺だけでなく、自殺未遂や不登校 も、詳細調査の対象とする。

⇒ 首長や教育長の責任の所在を案件ごとに明 確にする。

※1 文部科学省サイト「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(速報値)

http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/30/10/1410392.htm

その1(暴力行為・いじめ) <a href="http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/30/10/\_\_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410392\_1.pdf">http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/30/10/\_\_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410392\_1.pdf</a>
その2(不登校・退学・自殺) <a href="http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/30/10/\_\_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410392\_1.pdf">http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/30/10/\_\_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410392\_1.pdf</a>

※2 「日本の子どもたち」(武田さち子個人サイト) <a href="http://www.jca.apc.org/praca/takeda/">http://www.jca.apc.org/praca/takeda/</a>
オリジナル資料 <a href="http://www.jca.apc.org/praca/takeda/takeda/takeda\_data.html">http://www.jca.apc.org/praca/takeda/tak

※3 オリジナル資料 「自殺・自殺未遂事案調査・検証委員会一覧」 2018. 10. 26 更新 詳細版 エクセル表

- ※4 オリジナル資料 「不登校等(防止法第 28 条 1 項 2 号事案を中心に) 重大事態調査委員会」2018.5.1 更新 詳細版 エクセル表

※5 オリジナル資料 「指導死一覧」「指導死グラフ」 2019. 2. 21 更新

一般社団法人ここから未来 https://cocomirai.org/